



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 触 媒  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 全 徳  
(コード番号 4114 東証・大証 各第 1 部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 和 田 輝 久  
(TEL 06-6223-9111)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 6 月 20 日開催の第 95 期定時株主総会において、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的として、特定株主グループ(注 1)による当社の議決権割合(注 2)が 20%以上となる当社株券等(注 3)の大規模買付行為(以下、単に「大規模買付行為」といいます)に関する対応策(買収防衛策)の導入を株主の皆様にご承認いただき、その後、平成 22 年 6 月 22 日開催の第 98 期定時株主総会において、これを一部改定したうえ、その継続について株主の皆様にご承認いただき、今日に至っております(以下、継続後の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策を「本ルール」といいます)。

本ルールの有効期限は、平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 101 期定時株主総会(以下「本定時総会」といいます)終結の時までとしておりますことを受け、当社は、平成 25 年 5 月 8 日開催の取締役会におきまして、当社定款第 34 条第 1 項に基づき、本ルールを同一の内容で本定時総会から 3 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会まで継続することに関する議案を本定時総会に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本ルールは「平時導入の事前警告型」で、「有事の際には株主総会判断型防衛策」と言えます。本ルールにおきましては、当社株券等に大規模買付行為又はその提案がなされた場合、その大規模買付行為を受け入れるか、又は当社による対抗措置の発動を行うのかを当社株主の皆様にお伺いし、株主の皆様決めて頂くこととなります。かかる株主の皆様のご判断が(臨時)株主総会という具体的な会社の最高意思決定機関で行われるというのが、最大の特徴であります。また本ルールは取締役会の恣意的な判断で株主総会開催を阻止したり、その手続きの進行を遅延させたりできない仕組みとなっております。

なお、本定時総会において、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、本ルールは継続されません。

### 【1. 本ルールの導入の目的】

#### (1) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する取組み

当社は、「テクノアメニティ～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」という企業理念の下、人間性の尊重を基本とし、社会との共生、環境との調和を目指し、革新的な技術に挑戦し、世界を舞台に活動するという経営理念をおいております。

当社は創業以来、独自の酸化技術をベースに、我が国初の純国産技術による酸化エチレンの工業化や、プロピレンの直接酸化によるアクリル酸の製法を世界で初めて確立するなど、自社技術による製品開発を推進してまいりました。これら基礎化学品を原料に、様々な誘導品を生み出すとともに、独自の触媒技術を生かした環境関連製品等も提供しております。

なかでも高吸水性樹脂、アクリル酸では、生産拠点を日本、欧米、アジアに持ち、世界規模での供給を行っており、特に高吸水性樹脂は、製品開発力、革新的な製造プロセス、原料アクリル酸からの一貫生産、技術を有効に守る知財戦略などの強みを活かした事業活動を展開しております。

当社は、2015 年度を最終年度とする中長期経営計画「テクノアメニティ 2015 (連結業績として売上高 4,000 億円、経常利益 300 億円、ROA (総資産経常利益率) 7.5%を目標)」を、2010 年度から始動させ、2011 年度までに経常利益と ROA の 2 つの目標数値につきましては達成致しました。しかしながら、2012 年 9 月 29 日の当社姫路製造所事故により、当社を取り巻く情勢は大き

く変化し、今後の見通しも不透明な状況にあります。そのため、2013年度は事故からの復旧と信頼の回復に最優先で取り組み、新たに2014年度以降の中期経営計画を策定する予定です。次期中期経営計画は、「テクノアメニティ2015」と同様、売上高より収益性を重視し、既存事業の更なる収益性向上を柱に、新エネルギー関連事業、健康・医療関連事業などを次の柱に育てて行くことを目指す内容になる見込みです。当社は、既にそれらを見据えた取り組みを一部始動させており、電池分野における新規製品開発の注力、健康・医療分野におけるM&Aも視野に入れた事業展開の検討などを行っております。

この度の事故は、誠に遺憾ながら当社が長年かけて培ってきた信頼を損なう結果となりましたが、その一方今回の事故を通じ、①当社製品が裾野広く使われており、様々な産業に欠くことのできない原材料であること、②アクリル酸・高吸水性樹脂以外にも日本及び世界でのシェアが高い製品が多々存在すること、及び③品質・性能に優れており、他社製品に置き換えられないものがあることなど、当社企業価値の源泉を再認識しました。当社としましては、2011年に発生しました東日本大震災及びこの度の事故を受け、原料の調達から製品の販売に至るサプライチェーンを見直し、BCP（事業継続計画）の強化に取り組みます。また当社は、これまで果たしてきた産業・社会への貢献を再確認し、顧客、取引先、株主・投資家、行政、地域社会、従業員など、さまざまなステークホルダーからの信用・信頼の回復に全社を挙げて努めてまいります。

当社グループは数多くのグループ関係企業から成り立ち、事業分野もアクリル酸及び酸化エチレンの各誘導品(含:高吸水性樹脂、コンクリート混和剤用ポリマー、特殊エステル等)、精密・機能性製品、電子情報材料、新エネルギー・触媒などの多岐にわたっており、国内外の顧客、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた長期的な友好関係や当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウ等から構成されています。

## (2) 本ルール継続の必要性

昨今、株式持合構造の解消や新しい法制度の整備など、企業社会の構造変化を背景として、買収対象となる会社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」の動きが顕在化しつつありますが、買収等は当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められるべきと考えております。勿論、企業並びに株主にとって、有益な買収提案が経営者の保身によって、妨げられてはならないことは当然のことです。

一方、上記のような企業活動を進めております当社に対し、当社株券等の大規模買付行為又はその提案を行う特定株主グループ（以下「大規模買付者」といいます）により、大規模買付行為又はその提案がなされた場合、株主の皆様が短時間で大規模買付者の提案内容と当社の内在的価値を適時に的確に評価し、ご判断頂くのはなかなか困難なものがあるのではないかと考えられます。また、大規模買付者による当社株券等の買付行為、とりわけ短期間で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容に満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で公開買付けに応じて当社株券等を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上、強要される事態も想定されます。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為に際し、当社株主の皆様から適切にご判断を頂くには、当社取締役会を通じ、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様のご判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、当社株主の皆様へ当社代替案を提示します。それを基に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様のご判断に委ねることが適切であると考えております。

また、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、当社の経営に影響力を持ち得る大規模買付行為における対価の妥当性等の諸条件を判断するうえで役立つものと考えます。特に、大規模買付行為が行われようとする場合には、これまで当社株式を保有してこられた多くの株主の皆様にとっては、このような大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者が考える当社グループの経営方針や事業計画の内容、そして、お客様、従業員等の当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等も、大規模買付行為を受け入れるかどうかを決定するにあたっての重要な判断材料であると考えます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合

のほか、市場での買付行為も含めて、大規模買付行為が行われる場合には、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び②当社取締役会としても株主の皆様がその判断を下されるに当って大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値、ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。そして、当社取締役会といたしましては前述のとおり、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

当社はこのような考え方にに基づき、次の通り、本ルールの継続を株主の皆様にご提案いたします。

## 【2. 本ルールの内容】

### (1) 本ルールの概要

本ルールは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に、事前に、遵守すべき手続きを提示し、当社株券等の大規模買付行為又はその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容の検証・評価・検討後、買付情報及び当社代替案を株主の皆様が開示した上で、どちらの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを株主総会で、直接意思表示していただくことにより、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。それゆえ当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める本ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。そして、本ルールの概要は、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社株主総会による当社株主の皆様のご判断に委ねる、というものです。

### (2) 本ルールの継続に係る手続等

本ルールの継続は、平成 25 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものであります。また、当該取締役会には社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として賛同する旨の意見を述べております。

本ルールの継続に関し、平成 25 年 6 月 20 日開催予定の本定時総会において株主の皆様からご承認いただくこととしております。従いまして、本ルールの継続については、株主の皆様のご意思が反映される機会が保証されています。

### (3) 本ルールの発動に係る手続

#### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

「大規模買付行為」とは、特定株主グループによる当社の議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付け等(注 4)若しくは公開買付け(注 5)（但し、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます）又はそれらの可能性のある行為を意味するものとします。

「大規模買付者」とは、当社株券等の大規模買付行為若しくはその提案を行おうとし、又は現に行っている特定株主グループを意味するものとします。

#### (b) 大規模買付行為に関する情報提供の要求

大規模買付者には、次の手順で、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本ルールに従う旨の当社所定の書式の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、本ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。なお、大規模買付者が公開買付けを実施する場合は、公開買付け期間は、当該公開買付けの実施時点において有効な法令上の最長期間（60 営業日）に設定した上、「意向表明書」には、公開買付けの開始日・期間も記載していただきます。また、大規模買付者が、公開買付けによる買付行為以外の方法により大規模買付行為を行おうとする場合には、意向表明書提出後、株主総会終結の時まで、一切の買付行為は停止していただきます。

当社は、この意向表明書の受領後 5 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として 5 営業日以内に大規模買付情報を当社取締役会に提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要でありますので、適時、適切に開示いたします。

上記のとおり、大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得ますが、一般的な大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者のほか、ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性及び大規模買付行為の実行の蓋然性を含みます）
- ③ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）並びにそれらの算定根拠）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（大規模買付者に対する資金供与者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、資本構成、調達方法及び関連する取引の内容を含みます）
- ⑤ 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑦ 大規模買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の処遇方針

当社取締役会としては大規模買付情報の取得に努め、当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね 30 日前までに受領した大規模買付情報については、ご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただきますことといたします。（但し、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、又はその大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には当社ホームページ(<http://www.shokubai.co.jp/>)にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）また、株主総会開催日の概ね 30 日前を経過後に提供された大規模買付情報については随時、当社ホームページにて開示することといたします。当社取締役会としては株主総会の開催日まで、意見表明、代替案等のご提示を株主の皆様に対して行うため、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努めます。この場合、株主総会の終結により、前記の本ルールによる買付行為停止期間は終了することとなります。

### 【3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針】

#### (1) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合に、当社取締役会は、当該大規模買付行為によって、当社株主の皆様が当社株式売却を事実上、強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する当社株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前又は意向表明書の受領後 70 営業日以内に株主総会を開催いたします。但し、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存在しなくなった場合、当社取締役会は株主総会を開催せず、又は株主総会の開催を中止することがあります。

当社取締役会は、当該株主総会において、非適格者(注 6)のみ行使することができないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式 1 株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当に関する議案を上程いたします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様において、

ご判断いただいた結果、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当に関する議案が承認された場合は非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会又は当社株主総会において別途定める一定の日に当社普通株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当られることとなります（割当られる新株予約権の詳細につきましては別紙1をご参照下さい）。

但し、本ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性があるとして当社取締役会が判断した場合には、当社株主の皆様を守るため、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役（それらの補欠者を含みます）及び社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者など）の中の3名以上から構成される外部委員会（注7）に諮問します（当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合につきましては別紙2をご参照下さい）。外部委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの判断を下すとともに、当社取締役会に対して、対抗措置の発動又は不発動の勧告を行います。当社取締役会は、かかる勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かを決定するものとします。当社取締役会から外部委員会への諮問は、当社取締役会が大規模買付情報を受領後10営業日以内に行われるものとします。但し、十分な大規模買付情報の提供がない場合は、この期間が延長されることがあります。また、外部委員会は、当社取締役会からの諮問を受けた後、10営業日以内に当社取締役会に対して対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものとし、当社取締役会にかかる勧告を受領後5営業日以内に対抗措置を発動するか否かを決定するものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が、大規模買付行為に対する対抗措置として、非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当ることとなります（割当られる新株予約権の詳細につきましては別紙1をご参照下さい）。

なお、当社取締役会が不発動の決定を行った場合には、本ルールに則って株主総会が開催され、株主の皆様に対抗措置の発動又は不発動につきご判断いただくこととなります。

当社取締役会は、外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由、本ルールに定める各期間が延長される場合等について、適時に株主の皆様を開示を行います。

なお、大規模買付者が本ルールを遵守し、大規模買付行為に関する当社取締役会の同意を得た場合には、前述の株主総会が開催されず、当該大規模買付行為に対する対抗措置も発動されません。この場合、株主の皆様には大規模買付情報及び当社取締役会の意見等をご参考に、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

## **(2) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合**

本ルールに従わずに大規模買付行為が行われる場合には、株主の皆様には、大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難になるため、当該大規模買付行為は株主の皆様の共同利益を害する当社に対する敵対的買収行為と看做します。そして、この場合、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、大規模買付行為に対する対抗措置として、非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当てます（割当られる新株予約権の詳細につきましては別紙1をご参照下さい）。

#### 【4. 株主・投資家に与える影響等】

##### (1) 本ルールが株主・投資家に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様が十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。また、本ルールの継続時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので株主及び投資家の皆様の1株あたりの株式の価値に希釈化が生じることはありません。

なお、上記 3. において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

##### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、大規模買付者が本ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付者が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められ（具体的な内容については別紙2をご参照下さい）、当社取締役会が、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として対抗措置をとる場合、及び大規模買付者が本ルールを遵守したものの株主総会において新株予約権の無償割当に関する議案が株主の皆様により承認された場合、新株予約権の無償割当が行われることとなります。しかし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（非適格者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

##### (3) 対抗措置発動時（新株予約権の無償割当及び新株予約権行使時）に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられる新株予約権の無償割当を行った場合の当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

###### ①新株予約権の割当

新株予約権の無償割当が決議された場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割当てられます。なお、この新株予約権は、株主の皆様に対する新株予約権無償割当の方法（会社法第277条）により発行されますので、新株予約権の申込みの手続は必要ではありません。

なお、一旦、新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、新株予約権の行使期間開始の前日までに新株予約権無償割当を中止し、又は新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当を受けるべき株主様が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

###### ②新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が大規模買付行為者でないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、新株予約権1個あたり1円を下限とし新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として1個の新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。



但し、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付者に該当しないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨等の文言を記した書面をご提出いただきます）。この場合、株主の皆様においては、当社が新株予約権を取得することにより、当該取得の日に当然に新株予約権の行使はできなくなりますが、新株予約権取得の対価として当社普通株式が交付されるため、株主の皆様には、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

#### 【5. 本ルールの有効期限、継続及び廃止】

本ルールの有効期限は平成28年に開催する当社の定時株主総会終結の時までとし、その時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。本ルールを維持するか否か及び維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様がご判断されることとなります。

また、定款第34条第2項に基づいて、当社取締役会はいつでも本ルールを廃止することができます。当社取締役の任期は1年であり、当社取締役の選解任の要件の加重はありませんので、株主の皆様は、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議によって本ルールを廃止させることも可能であり、この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

さらに、当社取締役会は、本ルールの有効期間中であっても、本ルールに関する法令、金融証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映させることが適切である場合又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、本定時総会の決議の趣旨に反しない範囲において、外部委員会の承認を得たうえで、当社取締役会の決議によって本ルールを修正し、又は変更することができます。

当社は、本ルールの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 【6. 本ルールの合理性】

##### （1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本ルールは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

##### （2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とするもので、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### （3）事前の開示

当社は、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様へ、適切な選択を行う機会を確保するため、本ルールを予め開示するものです。

また、当社は、今後も適用ある法令等及び証券取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

#### (4) 株主意思を重視するものであること

現行の本ルールは、平成19年6月20日開催の第95期定時株主総会において定款変更とともにご承認いただき、導入され、その後、平成22年6月22日開催の第98期定時株主総会において、これを一部改定したうえ、その継続について株主の皆様にご承認いただいたものです。本ルールの継続につきましては、当社定款の定めに従い、平成25年6月20日開催予定の本定時総会においてご承認いただくことを前提といたしております。かかるご承認がいただけない場合には、現行の本ルールは本定時総会終結のときをもって自動的に廃止されることとなっております。

また、大規模買付行為への対抗措置の発動・不発動の決定は、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合等の例外的場合を除いて、株主の皆様に行っていただくこととなっております。

以上のように、本ルールは、本ルールの導入時、継続時及び発動時のそれぞれにおいて、株主の皆様のご意思の尊重に最大限の配慮を行っております。

#### (5) 独立性の高い社外者の判断の重視

本ルールにおいては、対抗措置の発動の判断は、原則として株主総会において株主の皆様に行っていただくこととなっておりますので、株主総会の決議に従った対抗措置の発動に関して当社取締役会の恣意的判断が介入する余地はございません。但し、例外的に①大規模買付者が本ルールを遵守しない場合又は②大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる場合（別紙2）には、株主総会の決議によらず、当社取締役会の決議により対抗措置が発動されることとなっております。②を理由とする対抗措置の発動に関して、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、当社取締役会から独立した組織として、外部委員会を設置します。

外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限に尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定します。外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等については適時に株主の皆様へ開示いたします。

なお、①の場合には、大規模買付行為がもたらす影響について株主の皆様が判断を下されるにあたって必要となる十分な情報等が得られず、対抗措置の発動の可否を判断いただく株主総会の開催も困難となるため、取締役会の判断により対抗措置を発動することとしています。この場合は、大規模買付者による本ルール違反という客観的な要件をもって対抗措置の発動が行われること、また、外部委員会の検討・判断に時間をかけることによる株主全体の利益への悪影響の可能性を考慮し、外部委員会を関与させないこととしております。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、1回の当社株主総会における通常決議の取締役の選解任を通じて、取締役会決議により廃止することが可能です。また、当社の取締役の任期は1年であり、かつ、取締役の選任に関して期差任期制を採用しておりません。したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）にもスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当しません。

#### 【7. 参考資料、その他】

平成25年3月31日現在における当社株式の状況は、別紙3のとおりです。なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

以上



(注1) 特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）  
又は、
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も計算上考慮されるものとします）  
又は、
- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、同法第27条の23第1項に規定する株券等を  
又は、
- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 買付け等とは、同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

(注5) 公開買付けとは、同法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

(注6) 非適格者とは、次の者をいいます。

- (1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) これら(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi) これら(i)乃至(v)に該当する者の関連者。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって、当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く者をいう。

- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者又は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとします。

(注7) 外部委員会の設置目的、構成、資格要件、決議方法、役割等は、次のとおりです。

① 外部委員会の設置目的

特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかである場合には、株主総会の決議によらず、取締役会決議によって対抗措置が発動されることがあります。この場合における、取締役会の恣意的判断を排除し、対抗措置発動の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として外部委員会が設置されます。

② 外部委員会の構成、資格要件、決議方法

3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役（それらの補欠者を含む）及び社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）から、当社取締役会により選任されます。外部委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、外部委員会の委員に事故あるときその他やむを得ない事情があるときは、外部委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。なお外部委員会の現委員4名は、別紙4（外部委員会の委員の氏名及び略歴）に記載のとおりであり、本ルール of 継続がご承認いただいた場合には、かかる4名が選任される予定であります。

③ 外部委員会の役割等

当社取締役会は、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性がある と判断した場合には、外部委員会に対して、大規模買付情報を提供するとともに、かかる大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を諮問します。外部委員会は、かかる判断及び検討にあたり、当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができます。外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、かかる検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、かかる勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かを決定します。当社取締役会は、外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等について適時に株主の皆様を開示を行います。

当社取締役会から外部委員会への諮問は、当社取締役会が大規模買付情報を受領後10営業日以内に行われるものとします。但し、十分な大規模買付情報の提供がない場合は、この期間が延長されることがあります。また、外部委員会は、当社取締役会からの諮問を受けた後、10営業日以内に当社取締役会に対して対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものとし、当社取締役会はかかる勧告を受領後5営業日以内に対抗措置を発動するか否かを決定するものとします。

当社取締役会は、本ルールの有効期間中であっても、本ルールに関する法令、金融証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映させることが適切である場合又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、本定時総会の決議の趣旨に反しない範囲において、本ルールを修正又は変更することの可否を外部委員会に対し諮問いたします。外部委員会は、かかる修正又は変更の可否判断にあたり、当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができます。かかる修正又は変更につき、外部委員会の承認が得られた場合、当社取締役会は当社取締役会の決議によってかかる修正又は変更を行うことができます。

新株予約権無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件  
当社取締役会又は当社株主総会において定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式を上限として、当社取締役会又は当社株主総会が定める数とする。但し、割当期日において、当社の有する当社株式の数を除く。
4. 新株予約権無償割当の効力発生日  
当社取締役会又は当社株主総会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
  - (1) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
  - (2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者(以下「非居住者」という。)であつて、下記7(3)及び(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(下記7(1)に定義する非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由を勘案して上記(1)の承認をするか否かを決定する。以下において、下記7(3)及び(4)の規定により新株予約権を行使することができないこととなる外国法令の管轄地域を「行使禁止法令管轄地域」という。
    - ① 行使禁止法令管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②乃至④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含み、当社が合理的に満足する内容のものに限る。)が提出されているか否か
    - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
    - ③ 譲受人が行使禁止法令管轄地域に所在しない者であり、かつ行使禁止法令管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
    - ④ 譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
7. 新株予約権の行使条件
  - (1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)これら(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi)これら(i)乃至(v)に該当する者の関連者(以下「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができない。(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、所定の手続きの履行について適用除外規定が利用できる等、当社取締役会が認める一定の者は行使することができるほか、非居住者の新株予約権も下記9に記載のとおり、当社によ

る当社株式交付との引き換えによる取得の対象となり得る。なお、詳細については、下記(3)以下参照。)

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者をいう。
- ②「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ③「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって、当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- ④「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいう。但し、同項第1号に掲げるものについては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- ⑤ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者又は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとする。

(3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会にてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

(4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(credited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の譲渡は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の合意・取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを書面をもって誓約し、かつ(iii)当該準拠法手続・条件に関して当社取締役会が求める書面を提出した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社はかかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び

米国州法に係る準拠法手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)乃至(iii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができず、また、当社は上記の準拠法手続・条件を履行又は充足する義務を負わない。

- (5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者には該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために新株予約権を行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していることの表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社取締役会は、個別の株主、一定の範疇の株主について又は一般的にかかる誓約書の提出を要しないことができる。
- (6) 新株予約権を有する者が本「7. 新株予約権の行使条件」の規定により、新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### 8. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会又は当社株主総会にて、別途定めるものとする。

#### 9. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は当社取締役会又は当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って、新株予約権を行使できない者（上記7(3)又は(4)により新株予約権を行使できない者のうち、当社取締役会が認めたものを除く。以下、本号において同じ。）が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日より後に、上記7により新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有する者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。
- (2) また、当社は上記8に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

#### 10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

#### 11. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成25年5月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合

- (1) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社関係者に株式を引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式の買付を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係しない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合(但し、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。)
- (6) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

以上



当社株式の状況（平成25年3月31日現在）

【発行可能株式総数】	636,000,000株
【発行済株式総数】	204,000,000株
【株主数】	13,513名

【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27-1	19,484	9.55
JXホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6-3	10,645	5.21
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2-1	6,867	3.36
全国共済農業共同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7-9	6,540	3.20
三洋化成工業株式会社	京都市東山区一橋野本町11-1	6,338	3.10
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	5,011	2.45
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3-3	4,744	2.32
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	4,587	2.24
東洋インキSCホールディングス 株式会社	東京都中央区京橋二丁目3-13	4,522	2.21
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	3,918	1.92
計	—	72,658	35.61

上記のほか、平成25年3月31日現在、当社所有の自己株式1,010,242株(0.49%)があります。

外部委員会の委員の氏名及び略歴

【現委員】

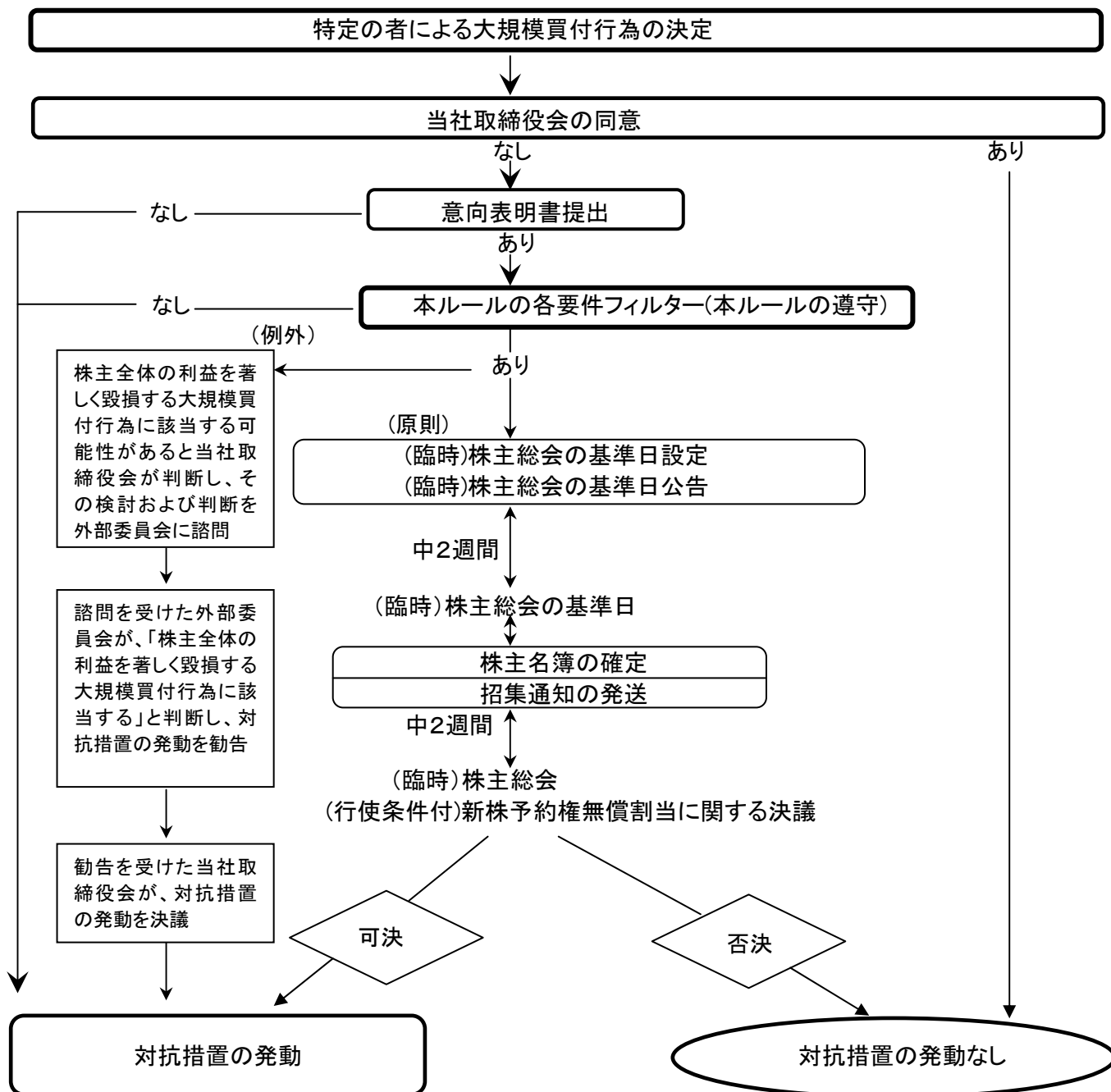
中谷秀敏(なかたに ひでとし 昭和19年8月11日生)  
昭和45年4月 大阪ガス株式会社 入社  
平成16年6月 大阪ガス株式会社 代表取締役副社長  
平成20年6月 大阪ガスケミカル株式会社 取締役会長  
平成20年6月 大阪ガス株式会社 顧問  
平成22年6月 当社社外取締役及び外部委員会委員(現任)  
平成25年4月 大阪ガス株式会社 特別参与(現任)

荒尾幸三(あらお こうぞう 昭和21年1月20日生)  
昭和46年7月 大阪弁護士会において弁護士登録・中之島中央法律事務所入所  
平成8年4月 大阪弁護士会副会長  
平成9年4月 大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所民事調停委員(現任)  
平成20年4月 当社社外委員会委員(現任)  
平成23年6月 当社社外監査役(現任)

岡部崇明(おかべ たかあき 昭和15年8月22日生)  
昭和43年3月 判事補任命  
平成11年4月 大阪高等裁判所部総括判事  
平成17年8月 裁判官定年退官  
平成17年9月 摂南大学法学部教授  
平成19年6月 当社社外監査役  
平成19年6月 当社社外委員会委員(現任)  
平成25年4月 摂南大学法学部客員教授(現任)

石井淳蔵(いしい じゅんぞう 昭和22年9月28日生)  
昭和50年4月 神戸大学経営学部助手  
昭和61年4月 同志社大学商学部教授  
平成元年4月 神戸大学経営学部教授  
平成2年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授  
平成19年6月 当社社外委員会委員(現任)  
平成20年4月 流通科学大学学長(現任)

以上



※大規模買付者が意向表明書を提出しない場合を含め、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合には、当社取締役会の決議により対抗措置が発動されます。

※外部委員会とは別紙2にある「当社株主全体の利益を著しく毀損する大規模買付行為」に該当するかどうかを検討および判断し、当社取締役会に対し、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うものであります。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動するか否かを決定します。なお、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が不発動の決定を行った場合には、本ルールに則って株主総会が開催され、株主の皆様に対抗措置の発動または不発動につきご判断いただくこととなります。